

令和元年度第1回
さいたま市福祉有償運送運営協議会
議 事 要 旨

【開催要領】

1. 開催日時：令和元年8月21日（水）10：00～12：00

2. 場 所：浦和区保健センター 3階 講座室

3. 出席委員：（50音順）

青木 宏之	埼玉運輸支局
伊藤 みどり	特定非営利活動法人全国移動サービスネットワーク
大野 政子	利用者家族
齊藤 秀貴	埼玉県個人タクシー協会
坂口 真樹	保健福祉局長寿応援部介護保険課
高橋 敏朗	社会福祉法人ハッピーネット
瀧口 修一	一般社団法人埼玉県タクシー・ハイヤー福祉協会
中村 正利	一般社団法人埼玉県タクシー・ハイヤー福祉協会
西澤 正夫	保健福祉局長寿応援部
蓮見 実	浦和区健康福祉部保健センター
町田 孝良	保健福祉局福祉部
雪竹 伯宏	特定非営利活動法人大宮あゆむ会

4. 欠席委員：（50音順）

赤木 悦治	埼玉交通運輸労働組合
大堀 充雄	子ども未来局総合療育センターひまわり学園療育センターさくら草
上高原 裕一	保健福祉局福祉部障害支援課
柳 政男	埼玉県庁企画財政部交通政策課

5. 傍聴人：0人

【次第】

1 開 会

2 委嘱状交付

3 協 議

(1) 更新登録の申請に係る協議について

- ・ NPO法人 生活サポートほほえみ

(2) 変更登録の申請に係る協議について

- ・ NPO法人 ライフサポートサービスアニモ

(3) 新規登録の申請に係る協議について

- ・ 特定非営利活動法人 グローブ
- ・ 社会福祉法人 城南会

(4) 旅客から收受する対価に関する変更申請書

- ・ 社会福祉法人 さくら草

4 報 告

(1) 軽微な事項等の変更について

(2) 平成30年度下半期輸送実績報告書について

5 閉 会

【配付資料】

○令和元年度第1回さいたま市福祉有償運送運営協議会次第

○令和元年度さいたま市福祉有償運送運営協議会委員名簿

○令和元年度第1回さいたま市福祉有償運送運営協議会席次表

○資料1 更新登録申請書（NPO法人 生活サポートほほえみ）

○資料2 変更登録申請書（NPO法人 ライフサポートサービスアニモ）

○資料3 新規登録申請書（特定非営利活動法人 グローブ）

○資料4 新規登録申請書（社会福祉法人 城南会）

○資料5 旅客から收受する対価の変更申請書（社会福祉法人 さくら草）

○資料6 軽微な事項等の変更について

○資料7 平成30年度下半期輸送実績報告書

○参考資料

【要旨】

●更新登録の申請に係る協議について（NPO法人 生活サポートほほえみ）

○事務局より、更新登録申請の概要説明

○NPO法人 生活サポートほほえみ 不在

●変更登録の申請に係る協議について（NPO法人 ライフサポートサービスアニモ）

○事務局より、更新登録申請の概要説明

○NPO法人 ライフサポートサービスアニモ 入室

○委員と申請事業者の間で、以下のとおり、質疑応答を実施

日吉代理 名簿に記載の旅客はさいたま市の西区からどこへ輸送する予定があるので
すか。

事業者 さいたま新都心のリフレや仲間の方との食事会のため、大宮駅周辺等への
輸送を予定しています。

日吉代理 さいたま市内の移動のため、今回の申請ということですね。次に、北足立
の協議会でも申請していらっしゃいますが、事務所は同じということでは
ょうか。

事業者 はい。

伊藤委員 以前に介護タクシーをやっていたということですが、福祉有償運送をする
前に4条許可をとって事業を実施していたが、今回福祉有償運送に切り替
えたということでしょうか。

事業者 はい。

伊藤委員 なぜそのようにしたのでしょうか。

事業者 県南や東京に近い人たちは、介護タクシー料金は仕方なく支払うものだと
浸透しているようですが、北上していくにつれ、料金の支払いに抵抗感が
あるものと感じています。そうなると、抵抗感というよりは、介護タクシ
ーそのものを利用できなくなってしまう。そこをなんとかしたいとい
う思いで、いろんな方に相談をさせていただきながら、NPO 法人を立ち上
げ、生活サポート事業を絡めたり、少しずつ利用者負担を軽減させる方法
を考えたいと思い、今精一杯できている仕組みの中で、始めさせていただ
きたいと思っています。利用者の方にしてみれば、どこかへ行ってみたい

とか、可能性や希望が見えてくるという話は利用者の方からいただいています。

青木委員 運転者は現状何名ですか。

事業者 一人です。近いうちに、一名追加になる予定です。

青木委員 鴻巣が事務所で、さいたま市も始めるとエリアも広がる。運転者も一人では大変なので、ストレッチャーを利用する際などのことを考慮し、利用者の方の安全を第一に考え、必要な運転者の確保するようにしてください。

事業者 はい。

瀧口委員 ストレッチャーを使用することがあるとのことですが、その際は、運転者以外の方で介助者などが乗務することがあるのですか。

事業者 現在は一名でやっているのですが、その際には利用者のご家族の方や、対応する施設の方に手伝ってもらい対応いたしました。

瀧口委員 私も介護タクシーをやらせていただいているが、ストレッチャーは二名で運送しなければ安全の確保はできません。介護の資格を持った者などが対応することが前提であると思う。今後ぜひ改善していただきたいと思えます。

○NPO法人 ライフサポートサービスアニモ 退室

○NPO法人 ライフサポートサービスアニモの申請について、全会一致で合意

●NPO法人 生活サポートほほえみの更新登録の申請に係る協議について

○事業者へ連絡の結果、本日は連絡の行き違いにより、協議会に出席できない旨を確認。
やむを得ない事情があると認め、更新登録申請にかかる協議について、事業者なしで協議を実施することについて協議会で合意。

日吉代理 この事業者は先日、埼玉葛南の協議会にて更新登録申請に関する協議を実施し、特段問題のある更新登録申請ではありませんでした。今回のさいたま市における申請についても問題はないものと考えています。

伊藤委員 今回の申請に限る話ではないが、先ほどのアニモさんの変更登録申請につ

いては区域の拡大ということで、資料も新規登録等に比べて少ないものとなっていたため、全体的な内容がよくわかりませんでした。他の協議会ですでに登録申請が認められているものだから良い、ということだと思えますが、一方で今回のように複数の協議会に更新登録を申請している場合については、他の協議会ですでに協議されているとしても、全ての協議会に膨大な同じ資料を提出しなければならないことになっています。変更登録、更新登録のそれぞれどこを見る必要があるものなのか、というのが疑問です。

日吉代理 協議会の地域ごとに運行管理体制が別であればそこを見る必要があります。また、旅客の名簿については運行区域ごとに異なります。他の協議会では協議できていない部分について協議をする必要があることとなります。

伊藤委員 そうすると、毎回、全ての協議会で共通する内容として協議会ごとに免許証のコピーなど非常に多くの資料を提出していただいていることとなりますが、それを一生懸命確認する意味も、コピーして用意していただく意味もあまりないように感じてしまいます。

日吉代理 どの協議会が一番初めに開催されるのかが分からないため、現状ではすべての協議会に対して更新登録に必要な書類をすべて提出していただいているということになります。

伊藤委員 確認すべき内容はわかりましたが、各協議会に提出する資料に関しては今後検討していくべき課題なのではと思います。書類の簡略化についても検討するのが良いと思います。

○NPO法人 生活サポートほほえみの申請について、全会一致で合意

●新規登録の申請に係る協議について（特定非営利活動法人 グローブ）

○事務局より、新規申請の概要説明

○特定非営利活動法人 グローブ 入室

○委員と申請事業者の間で、以下のとおり、質疑応答を実施

日吉代理 対価について、距離制と時間制がありますが、その適用基準はなんです

か。

事業者 行き先に応じて、利用者の方にとって有利となる対価について、利用者の方が選択可能となるものとしています。

日吉代理 利用者の方にそれが分かるようにしてください。また、時間制の場合、追加料金が30分550円としています。待機料金が同じく30分で600円となっています。待機の方が高いとずっと運送状態にしておく方が安くなることとなります。通常あまりないことなので、改めて考えていただいた方が良いと思います。

また、旅客の名簿を見ると、複数名住所が同じ方がいるが、複数乗車は考えていないということで良いでしょうか。

事業者 複数乗車は考えていません。

青木委員 NPO法人ではどんな活動をしているのでしょうか。

事業者 法人としての活動はほとんどありませんでした。これまでは、同じようなことをボランティアでやっていました。福祉有償運送を実施することによって、多少でもお金を徴収する必要があると感じ、申請に至りました。

青木委員 旅客の名簿では、住所が所沢や越谷などの方がいますが、この方々はどのような利用形態ですか。

事業者 病院までの移動を考えています。所沢から上尾までの移送を実施することがあります。

青木委員 それでは、申請する協議会が複数個所になります。そもそものルールがわかっていないと思われれます。ルールに従わないで申請されているものをいいですよとは言えない。サービス提供をするエリアの協議会に申請をしなければなりません。

事業者 わかりました。

日吉代理 旅客の住所を見ると、4つの協議会に申請する必要性が出てくる。発着地となる協議会に申請し、認められる必要があります。

青木委員 事業を実施するのであれば、福祉有償運送という制度についてきちんと勉強をし、ルールを理解したうえで実施しなければなりません。さいたま市の中だけでサービスを実施するというのであれば、協議は可能となる。そのうえで他の地区の協議会には区域拡大の申請を考えていくこととな

る。

伊藤委員 今、旅客の名簿に掲載されている方のうち、今後、福祉有償運送が認められるものと理解し、福祉有償運送による移送を待っている方はどれくらいいるのでしょうか。

事業者 事業をスタートしなければ名簿には掲載しないで欲しいと言われている方がいます。この名簿に載っている方は知り合いに頼み、了承を得られた方だけを載せています。

伊藤委員 そうすると、むしろこの名簿に載っていない方のほうが利用を待っている方が多くいるということなのですね。

事業者 はい。

伊藤委員 それはどこの地区にいるのですか。

事業者 見沼区や桜区の施設入所者として30人程度います。この方々は今の段階では名簿に掲載できないと言われています。

伊藤委員 本来的に利用が必要とされている方々はさいたま市内での制度利用ということですね。

事業者 はい。

伊藤委員 申請に至る経緯についてはそのような場合もあると思われま。

青木委員 今後事業を実施していくこととなると、乗務記録の作成や運行前の安全確認等の安全管理に関することも行わなければならないが、そのようなことを含め、制度について現状はまだ理解されていないと思われま。修正しなければならないところは多い。

雪竹委員 看護師添乗料とありますが、看護師はどこへ依頼するのでしょうか。

事業者 当法人内に看護師資格を持った者がおります。

青木委員 料金設定の根拠について伺いたい。

事業者 様々な他の事業者の対価を調べていく中で、検討し設定したものです。

事務局 新規登録としてこの後協議するためには、発着地がさいたま市となる旅客の名簿とし、それ以外の移送に関しては絶対に行わないこと、また、対価については合理性のある金額設定にすることが必要です。事業者としてどのように考えていますか。

事業者 名簿に関してはよく確認のうえ修正し、さいたま市内に発着地がある場合

に福祉有償運送を実施します。対価については待機料金を550円とした
いと思います。

○特定非営利活動法人 グローブ 退室

伊藤委員 確認ですが、旅客の名簿をさいたま市内に発着があるものとし、対価につ
いては待機料金を550円として諮ってもらいたいという内容でいいでし
ょうか。

町田会長 そのとおりです。それについて皆様のご意見はいかがでしょうか。

伊藤委員 肝心なところが勉強不足という感じはしますが、今の2点を直せば、書類
としては問題ないものと思います。ただし、少なくともこの事業を実施す
るにあたり必要な事項について、どこかでフォローをしていく必要がある
と思います。

青木委員 代表者や運行管理の責任者となる方こそ、制度について理解をしていなく
ればなりません。

フォローについて、新規登録申請の事業者には埼玉県交通政策課におい
て、事業開始前に説明を行っています。

日吉代理 基本的な事項から、事務所に備えなければならない書類や点呼の仕方な
ど、登録証を交付する際に説明を行っています。

青木委員 福祉有償運送だけを実施することを目的としている法人であるという点は
加味できると思います。事業者が今後しっかりと勉強することを願いま
す。

町田会長 対価の修正、旅客の名簿の修正を条件として申請を認めることとしてよい
か、諮ります。

○特定非営利活動法人 グローブの申請について、賛成多数で合意

●新規登録の申請に係る協議について（社会福祉法人 城南会）

○事務局より、新規申請の概要説明

○社会福祉法人 城南会 入室

○委員と申請事業者の間で、以下のとおり、質疑応答を実施

- 日吉代理 様式第2-1号の6運送しようとする旅客の範囲について、福祉有償運送に関する新規登録申請のみである場合には公共交通空白地有償運送の欄に記載の都市名は削除してください。
- 事業者 車両の合計台数の記載がもれているので、記載するようにしてください。
- 事業者 はい。
- 青木委員 法人ではどのような事業を中心に行っているのか。また、福祉有償運送の登録に至った経緯について教えてください。
- 事業者 特別養護老人ホーム、ショートステイ、デイサービス、ケアハウス、居宅介護、特定施設、訪問介護を事業で行っています。私たちがやっている訪問介護としては、主は高齢者の身体介護、生活介護をメインで行っていますが、近年、障害者に関するサービスも増えてきています。障害者の方でも生活介助、居宅サービス、移動支援、同行援助なども行っています。ニーズも高まっており、障害者の依頼も増えてきています。利用者と話をしていると、岩槻区は交通の便があまり良いとはいえ、限られた時間の中で利用者へ充実したサービスができないという印象がありました。福祉有償運送のニーズが高まり、事業所としても、登録をさせていただき、サービスを充実させていきたいと思い、申請させていただきました。
- 青木委員 対象者の名簿を見ると、知的障害者などが多いようであるが、ほかに要介護認定を受けた高齢者など、名簿に掲載以外の方も多数いらっしゃると思いますが、今回名簿に載っている方以外に対象者の方はいらっしゃるのでしょうか。
- 事業者 今現在は、福祉有償運送で外出をお願いしたいという依頼があった方を掲載しています。そのほかの方からは依頼がないため、掲載していません。
- 青木委員 申込があれば、今後利用者登録をするということですね。その場合は利用エリアはもっと広がるのでしょうか。
- 事業者 原則はさいたま市内をメインで訪問介護を行っています。
- 青木委員 運送の対価ですが、生活サポートを利用するということでしょうか。
- 事業者 はい。今後、生活サポートの指定を受ける予定です。
- 青木委員 距離制と時間制があるが、この使い分けはどのように考えていますか。

事業者 利用者が選択可能なものとしています。

高橋委員 申請に至る経緯を聞かせていただきましたが、すごく大事なことだと思って聞いていました。事業を実施していくためには職員の確保が非常に重要だと思いますが、なにか工夫はされていますか。

事業者 訪問介護員が全部で21名います。岩槻区の中では多い方だと思っておりますが、確保はやはり難しいと感じています。ヘルパーの高齢化もあり、求人をかけても応募が少ないなど課題があります。法人や各職員の関係者、地域の中で声をかけて職員の確保をしています。

○社会福祉法人 城南会 退室

○社会福祉法人 城南会の申請について、全会一致で合意

●旅客から收受する対価の変更申請に係る協議について（社会福祉法人 さくら草）

○事務局より、変更申請の概要説明

○社会福祉法人 さくら草 入室

○委員と申請事業者の間で、以下のとおり、質疑応答を実施

瀧口委員 これまでの一時間単位から30分単位にするということですが、現実、30分以内の利用が多かったということでしょうか。

事業者 はい。30分以内の利用が多いです。

瀧口委員 利用者の負担は減りますが、その分事業者の負担が増えることとなりますが、問題はないでしょうか。

事業者 利用者の利便性を重視したいと思っています。

高橋委員 生活サポートについては一時間950円となっているかと思いますが、さくら草さんについては940円となっていますがなにか理由はあるのでしょうか。

事業者 最初から940円でやっており、950円以内ということなので、現在もそのように設定させていただいております。

○社会福祉法人 さくら草 退室

○社会福祉法人 さくら草の申請について、全会一致で合意

●軽微な事項等の変更（登録車両の増減等）について

○事務局から、概要を資料6に基づき説明

●平成30年度下半期輸送実績報告書について

○事務局から、概要を資料7に基づき説明

以上